

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

第14章 児童家庭支援センター

(設備の基準)

第110条 児童家庭支援センターは、相談室を設けなければならない。

(職員)

第111条 児童家庭支援センターの職員については、設備運営基準第88条の3の定めるところによる。

(支援における遵守事項)

第112条 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、その保護者その他の者の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターは、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。